

そ の 他 の 公 売 要 件 ( 1 / 2 )

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入 札 の 方 法    | 入札に参加する者は、あらかじめ境界及び現状・公法上の規制等を詳知し、入札しなければなりません。<br>入札者は所定の入札用紙に売却区分・金額等必要事項を記入し、署名押印または記名押印のうえ入札してください。                                                                                                                                                                                                                 |
| 公 売 保 証 金    | 公売保証金は、入札前に公売会場で納付してください。公売保証金は、現金又は小切手（市税の納付に使用できる小切手のうち銀行が振出し、その銀行に宛てたもの、及び送金小切手は銀行の支払保証のあるもの）で納付してください。                                                                                                                                                                                                              |
| 代 理          | 代理人によって入札する者は、入札書に委任状を添付しなければなりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 開札の方法        | 入札書は、入札者の面前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所に出席しないときは、その立会いを要しないで開札します。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 最高価申込者の決定    | 入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額である入札者を最高価申込者とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 次順位買受申込者の決定等 | 入札の方法により、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産等を公売する場合において、最高価申込者の入札価額（以下「最高入札価額」といいます。）に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）により入札をし、次順位による買受けの申込みがある時は、この者を次順位買受申込者とし、最高価申込者が買受代金を納付しない等の理由により当該最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合には、当該次順位買受申込者に対して売却決定をすることがあります。なお、次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付するまで返還できません。 |
| 買受人の制限       | 以下に該当する方は買受人になることができません。<br>1 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）に該当する者<br>2 暴力団員等に該当しないこと等の陳述（国税徴収法第99条の2）をしない者<br>3 農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」の提出又は提示がない者                                                                                                                                                       |
| 追加入札と抽選      | 最高価額の入札者が2人以上ある場合には、同価の入札者間で追加入札をして、最高価申込者を定め、追加入札価額がなお同価のときは、抽選により決定します。追加入札の入札価額は、追加入札の基因となった入札価額以上の価額としなければなりません。なお、追加入札する場合の公売保証金については、当初に納付した公売保証金をもって充当します（追加して納付する必要はありません）。追加入札又は抽選により最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2人以上ある場合には、抽選により次順位買受申込者を決定します。                                                                       |
| 追加入札と棄権      | 追加入札をすべき者が棄権した時は、棄権した者については当初の入札額をもって入札があったものとみなします。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 再 度 入 札      | 入札に際し、見積価額に達した入札者（買受人）がない場合には、ただちに再度入札を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 別紙 2                        |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| そ の 他 の 公 売 要 件 ( 2 / 2 )   |                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 入札書についての制限                  | 入札書を書き損じた時は、訂正等をせずに新しい入札書を使用してください。入札価格を訂正したものは無効とします。一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。同一人が同一公売物件について2通以上の入札書を提出した場合は、そのいずれの入札書も無効とします。                                                                                                          |
| 抽 選 と 棄 権                   | 抽選をすべき者のうち出席しない者、又はくじを引かない者がある時は、入札事務に関係のない職員をして、代わってくじを引かせます。                                                                                                                                                                                    |
| 権利移転の時期                     | 公売物件は、買受代金の全額を納付した時に買受人に権利移転します。ただし、買受代金を納付しても、農業委員会等の許可を受けるまでは、権利移転の効力は生じません。                                                                                                                                                                    |
| 権 利 移 転 の 際 の 登 記 税 額 の 負 担 | 買受人の負担とします。買受代金納付の際に登録免許税相当額の収入印紙を提出してください。                                                                                                                                                                                                       |
| 公売の取消し                      | 買受人が買受代金を納付する時までに、納税者等が滞納金額を完納した時、又は買受代金納付後でも公売処分を取り消すべき理由がある時は、公売を取り消すことがあります。                                                                                                                                                                   |
| 公売保証金の帰属                    | 買受人の納付した公売保証金は、買受代金に充当します。ただし、買受代金を期限までに納付しない場合は、公売を取消しの上、公売保証金は滞納金額に充当します。不正入札等により国税徴収法第108条の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は市に帰属します。最高価申込者とならなかった者が納付した公売保証金は入札終了後に返還しますので、公売保証金納付時にお渡しする公売保証金受領証に収入印紙(一通につき200円)を貼付の上、提出してください。                         |
| 危 険 負 担                     | 公売物件の権利が買受人に移転した時に危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失等による損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。                                                                                                                                       |
| 契約不適合責任                     | 執行機関は公売物件の種類又は品質に関する不適合について担保責任等を負いません。                                                                                                                                                                                                           |
| 引 渡 義 務                     | 執行機関の引渡義務はありません、物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。                                                                                                                                                                                              |
| 買受手続きの中止など                  | <p>(1) 買受代金が納付される前までに、公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合は、物件を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。</p> <p>(2) 買受代金が納付される前までに、滞納者などから不服申立てなどがあった場合は、公売の手続きを停止します。手続きの停止中は、買受人は買受を辞退できます。この場合、公売保証金は全額返還されます。</p>                                        |
| 物件の明細                       | <p>物件明細を閲覧できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧場所 八戸市庁 財政部収納課 (別館3階)</li> <li>・ 閲覧期間 令和7年8月1日～令和7年9月24日 (8時15分から17時まで ただし土・日・祝日を除く)</li> </ul> <p>※八戸市ホームページからも閲覧できます。<br/>八戸市ホームページメインメニュー&gt;暮らし・手続き&gt;税金&gt;公売情報&gt;不動産公売</p> |